

評議員会議事録

- 1 開催日時 平成25年5月28日(火)午後1時30分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。
私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部長代理で経営改革推進担当を
しております浅井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
次に、本日の出席状況でございますが、評議員定数51名、現在員数50名、本
日の出席者32名、書面による出席12名、出席者合計44名でございます。従い
まして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第7項の規定に
より、本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。
まず、はじめに、乾会長からごあいさつを申し上げます。

乾 会 長 (あ い さ つ)

司 会 次に、新たにご就任いただきました評議員の方々をご紹介申し上げます。
住吉区社会福祉協議会長の岸田評議員でございます。産経新聞厚生文化事業団
理事長の平田評議員でございます。大阪市手をつなぐ育成会理事長の笹野井評議員
でございます。大阪社会福祉士会長の三木評議員でございます。浪速区長の玉置評
議員でございます。福祉担当課長会幹事長の野村評議員でございます。生活支援担
当課長会幹事長の山内評議員でございます。
なお、城東区社会福祉協議会長の伊東評議員、保健業務主管課長会幹事長の上原
評議員におかれましては、本日所用のため、ご欠席でございます。
次に、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。4月1
日付けで就任いたしました藤原地域福祉課長兼成年後見支援センター所長でござ
います。瀧谷介護サービス相談センター副所長でございます。
それでは、ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第6項
の規定により、その都度選任することになっております。こちらから、ご指名させ
ていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということでございますので、議長を鶴見区社会福祉協議会の木村会長
をお願いいたします。

木村会長様、よろしくお願い申し上げます。

木村議長 まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。
議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらか
ら指名させていただいて、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

異議なしということですので、議事録の署名人は、中央区社協会長の田村評議員
と福島区民生委員協議会長の高田評議員をお願いします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＜第1号議案＞ 理事・監事の選任について

木村議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案の理事・監事の選任について、事務局から説明してください。

東局長 事務局長の東でございます。

理事・監事の選任につきましては、定款第10条第1項並びに第2項の規定により、評議員会で選任するとされております。現在の理事・監事の任期は平成23年6月3日から平成25年6月2日までとなっておりますことから、向こう2年間の理事・監事をお諮りするものでございます。

それでは、資料1-1をご覧いただきたいと存じます。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」につきましては、9名全員の方々に引き続き理事をお願いしたいと存じます。

次に、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」につきましては、「大阪府社会福祉協議会常務理事」に交代がございましたので、後任の井出之上 優常務理事に理事をお願いしたいと存じます。同じく、「大阪市母と子の共励会長」にも交代がございましたので、後任の小林眞喜子会長に理事をお願いしたいと存じます。他、6名の方々は引き続き、理事をお願いしたいと考えております。

次に、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」でございますが、2名の方々に引き続き理事をお願いしたいと存じます。

最後に、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」につきましては、大阪市の人事異動により「福祉局長」に交代がございましたので、後任の西嶋善親局長に理事をお願いしたいと存じます。

また、子ども子育て支援のための新たな制度が平成27年度から実施されることや児童虐待の課題の解決に向けた取組みなど、こども青少年にかかる事業を総合的に推進している、大阪市こども青少年局の内本美奈子局長に新たに理事としてお諮りしたいと存じます。

また、これまで理事を仰せつかっておりました私の替わりとして、本社会福祉協議会の現職固有職員である山中成郎事務局総務部長を後任理事としてお諮りしたいと存じます。

新たに理事就任をお願いする2名の方の略歴につきましては、資料1-2に記載しております。他、3名の方々につきましては、引き続き理事をお願いしたいと考えております。

続きまして、監事でございます。

監事につきましては、現監事の落合様が今期をもって退任されることから、後任には「大阪市老人福祉施設連盟会長」の後藤静男会長にご就任いただき、中村保弘監事には引き続き監事をお願いしたいと存じます。後藤会長の略歴につきましては、資料1-2に記載しております。

以上、第1号議案の理事・監事の選任につきまして、説明申しあげました。

なにとぞ、ご審議の程、よろしくお願い申しあげます。

木村議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異 議 な し)

木村議長 異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定いたします。

<第2号議案> 平成24年度事業報告(案)について

木村議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第2号議案の平成24年度事業報告(案)について、事務局から説明してください。

東局長 事務局長の東でございます。
第2号議案の平成24年度事業報告(案)につきまして、ご説明申しあげます。
資料2をご覧ください。

今回の理事会から、事業報告審議資料につきまして、このように、重点事項の実施状況のみ抜粋した内容でご提案させていただき、ご承認いただきました後に、個別の事業の実施状況並びにこの後に説明いたします決算書と合わせ製本を行い、後日改めて、送付させていただきたく存じます。ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。それでは改めて、平成24年度事業報告(案)についてご説明いたします。1ページをお開きください。

大阪市では、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え「市政改革プラン」に沿った改革が推し進められており、本会の平成24年度予算においても、比較4都市並みの水準を踏まえて精査するという考え方のもと、実質予算では、補助総額の25%が削減されるなど非常に厳しい状況となりました。

このような中、本会では、自律的な組織運営体制の構築に取り組み、大阪市を上回る給与減額、また、固有職員を対象に希望退職者を募集するなど、人件費の抑制を図るとともに、嘱託職員や非常勤職員など、多様な雇用形態の導入による効果的・効率的な事業運営に務めてまいりました。

大阪市が策定した「大阪市地域福祉推進指針」により、社会福祉の推進主体が市域から各区へ移行され、平成24年度事業においては新たな地域コミュニティ支援事業や区社協活動等の後方支援をはじめ、ニーズの増大に伴う権利擁護事業の実施体制の強化などに重点的に取り組んでまいりました。

また、ボランティア情報センター、社会福祉研修・情報センター、子育ていろいろ相談センターの基幹施設におきましても、それぞれ、市民活動の活性化や啓発、社会福祉関係者の専門性・資質の向上のため、関係機関等との連携を深め、事業を推進してまいりました。とりわけ社会福祉研修・情報センターにおきましては開設10周年を迎えたことを受け、記念誌の発行及び記念講演会を開催したところでございます。

さらに、東日本大震災により今なお不自由な避難生活を余儀なくされている多くの方々に対しましては、区社協と連携し時間的経過とともに変化するニーズを踏まえさまざまな取り組みを行ってまいりました。

少子高齢化の急激な進行や地域住民相互のつながりの希薄化など、地域で暮らす人びとを取り巻く社会の状況は大きく変化してきていますが、住みなれた地域で幸せに暮らしたいという願いは普遍的なものであります。

原点を忘れることなく、私たち自身が、私たちの手で、つながり・支えあうことができる地域づくりを進めていくうえでのよりどころとなるよう、本年3月、「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を取りまとめ、施設や関係団体をはじめ、

東 局 長 地域福祉にかかわる方々に配付し広く周知を行いました。今後この「大切な視点」を活用し、さらなる地域福祉の推進を図ってまいります。

続きまして2ページをお開きください。重点取り組みの実施状況についてご説明申し上げます。

1. 新たな地域コミュニティ支援事業への取り組みについてでございます。

大阪市は、地域活動協議会の形成や、自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援するため、市内を5ブロックに区分し、受託事業者の公募を行いました。本会・各該当区社協・りそな総合研究所が共同体を組み企画提案を行った結果、第1ブロック及び第5ブロックについて大阪市から選定を受け、本会は、事業共同体における代表団体およびスーパーバイザーとして、各区まちづくりセンター支部の後方支援・連絡調整など、本事業の統括的役割を担い、事業を推進してまいりました。

次に2. 権利擁護の推進についてご説明いたします。

(1) のあんしんさぼーと事業につきましては、契約者数が年々増加していることから、利用希望への迅速な対応が行えるよう努めるとともに、本事業と成年後見制度との併用について考え方を整理し、併用が必要な場合は、協力して支援するためのルールを定めるなど、実施体制の強化に努めてまいりました。

3ページをご覧ください。(2) でございますが、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見に関する専門的な相談・申立て支援を行い、「市民後見人」の養成とその活動支援を行い、また、新たに高齢者相談支援サポート事業を実施してまいりました。さらに、区保健福祉センターや地域の相談支援機関が閉まっている休日や夜間の時間帯に障がい者及び高齢者やその家族を対象とした福祉に関する電話相談を行い、虐待通報窓口や緊急一時保護の連絡窓口として、セーフティネットの役割を担ってまいりました。

続きまして、3. 地域包括ケア体制の充実についてでございます。

(1) 市内65か所の地域包括支援センターの管理者会を定期的を開催するとともに、各包括支援センターが圏域で取り組みを行うなかで、参考となるよう業務マニュアルを作成いたしました。また、平成25年度からは区社協の地域包括支援センターの圏域も公募対象となったため、各区社協地域包括支援センター長(事務局長)、管理者とともに公募に関する意見交換や情報提供などの連絡調整を行ってまいりました。

4ページをご覧ください。(2) 地域包括における認知症ケア及び医療との連携体制強化に向けた取り組み支援につきましては、介護・福祉関係者が、医療とのよりよいコミュニケーションを図るため、冊子「“認知症の人の受診のための連携シート” 活用のすすめ」を作成し、地域包括支援センターや介護支援専門員のほか、各関係機関に広く配布するなど活用に向け積極的に周知をおこなってまいりました。

続きまして、4. 区社協の後方支援についてでございます。

(1) 区社協地域福祉活動の推進支援につきましては、冒頭ご説明いたしましたア「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を、社協活動や地域福祉活動の啓発・学習へのツールとして活用されることを想定して、地域福祉関係者や関係機関、各区社協に発信をいたしました。

また、5ページ「ウ」にございますように、区の地域福祉推進の実態把握や区社協間の連携促進を図るため、新たな情報共有の仕組みとして「区社協情報共有シート」を導入し、情報の共有化を図るとともに(2)のとおり区社協職員の専門性や人権意識の向上を図るため、適宜、業務研修や職種別研修を実施してまいりました。

次に(3) 区社協監査の継続実施でございます。平成24年度は、此花区、天王寺区、浪速区、淀川区、東成区、鶴見区、東住吉区、西成区の8区社協において監査を行い、平成22年度から取り組んでいます区社協監査が全区完了いたしました。

東 局 長

6 ページをご覧ください。5. 指定管理施設の効果的・効率的運営 についてでございます。

社会福祉研修・情報センターでは、社会福祉関係者に対しまして、従来実施している研修に加えて、「リスクマネジメント研修」を新設し、より一層福祉職の専門性や資質向上に取り組むとともに、市民参加型研修として、「社会福祉講演会」等を実施し、広く社会福祉の啓発に努めてまいりました。また、福祉人材養成連絡協議会において、「福祉関係従事者生涯研修体系図 階層ごとに学ぶ教育要素」が策定、承認されたことを受け、福祉人材のキャリアパスをテーマにした講演会を開催いたしました。

さらに、メールマガジン配信等により研修情報や福祉サービスなどの情報提供を行うとともに、北市民館で所蔵されていた図書・資料の電子データ化にも取り組んでまいりました。

社会福祉研修・情報センターは、平成15年1月に開設され、開設10周年を迎えたことを受け、設立10周年記念誌の発行及び記念講演会を開催したところでございます。

次に、(2) 子育ていろいろ相談センターにおきましては、子育ての不安や悩みの軽減、解消を図るための「子育て相談事業」や市民ニーズに合った少人数・参加型の講座を中心とした「子育て支援講座」の開催、子育てに関する様々な情報提供を行うとともに、大阪市の子育て支援の中核施設として、地域の子育て活動を支援する各区の子育て支援の拠点である子ども・子育てプラザをはじめ、子育て支援の関係機関・団体等と事業を共催するなど連携を図るとともに、地域の子育て支援事業や活動の支援を行ってまいりました。

続きまして、6. ボランティア・市民活動の推進支援の強化についてでございます。

市民がこれまで以上に気軽に利用でき、親しまれるセンターとして、市域におけるボランティア・市民活動の推進基盤を強化するとともに、区社協の後方支援を行い、東成区及び住吉区ボランティア・市民活動センターが、それぞれ開設されました。

7 ページをご覧ください。(2) にございますように、市民が主体となり様々な取り組みをすすめるため、ボランティア情報センターが事務局となり、市民フォーラムおおさかをはじめとした活動支援を行うとともに、センターの運営においても、市民の参画を促進し、新しい事業の展開を図ってまいりました。

続きまして、7. 継続した被災者支援と今後に向けた災害対策の強化でございます。

東日本大震災により今なお不自由な避難生活を余儀なくされている多くの方々に対し、時間的経過とともに変化するニーズを踏まえ、(1) 情報紙「IMONIKAI」の発行や、(2) 里帰り&ボランティアバスの運行をはじめ、避難者支援関係区社協の情報交換会を開催など、区社協と連携し、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

最後に8 ページをご覧ください。今後の市・区社協のあり方検討並びに法人運営の基盤強化への取り組みについてでございます。

(1) でございますが、大阪市における新たな大都市制度の実現に向けた改革に遅れることなく、今後の市・区社協の進むべき方向性や役割を踏まえ、事業のあり方や今後の区政運営と区社協の機能等について検討するため、学識経験者や関係団体から外部委員を迎え「社協組織のあり方に関する検討委員会を」開催いたしました。

また、(2) にございますように、財源を安定的に確保するため、大阪市の公募事業へ積極的に応募し、平成24年度は社会福祉研修・情報センターや子育ていろいろ相談センターの指定管理者及び介護保険要介護認定・障がい程度区分認定調査業務をはじめとした8事業を受託したところでございます。

東 局 長 さらに、(3)にございますように、今年度から事務局各課において目標設定、課題共有、進捗管理を行うP D C Aによる業務改善への取り組みを行い業務改善・事務簡素化に努めてまいりました。(4)にございますように、固有職員の給与について大阪市を上回る3.3%～11.8%での減額率でカットを行い、管理職手当や再雇用嘱託職員も含めた年末手当の減額を行うことで、総人件費の抑制に努めてまいりました。今後もこれらの取り組みについては引き続き検討を行い、さらなる法人運営基盤の強化に努めてまいります。

以上、第2号議案の平成24年度事業報告(案)について、ご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

木村議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定いたします。

<第3号議案> 平成24年度決算報告(案)について

木村議長 では、続きまして、第3号議案の平成24年度決算報告(案)について、事務局から説明してください。

橋本次長 事務局次長の橋本でございます。

第3号議案の平成24年度決算報告(案)についてご説明申し上げます。

本会の平成24年度については、大阪市の当初予算が抜本的な改革に向けた暫定的な予算のため、本会に関連する多くの事業が暫定や凍結とされ、今までにない暫定予算編成となりましたが、3次にわたる補正予算を承認いただき、決算報告を迎えることになりました。

本会では、「社会福祉法人会計基準」に基づき会計処理を行い、会計基準第6条で定める計算書類を、資料3の目次でお示ししているように、資金収支計算書及び22の経理区分ごとの資金収支内訳表、事業活動収支計算書及び22の経理区分ごとの事業活動収支内訳表、そして貸借対照表及び財産目録を作成しているところです。

資金収支計算書は、支払資金の収入および支出の内容を明らかにし、事業活動収支計算書は、当該会計年度の事業活動の成果を明らかにする、企業会計での損益計算書に相当するものです。また、貸借対照表は年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の状態、すなわち年度末の財政状態を示すものであり、財産目録は、資産及び負債についてその名称、数量、金額等を示すものです。

2つの収支計算書及び貸借対照表の関係ですが、毎会計年度の支払資金の収入、支出の結果、あるいは事業活動の成果が、年度末の財政状態に反映されますので、1ページの資金収支計算書の最下段の当期末支払資金残高4億2,323万6,850円が、30ページの貸借対照表の流動資産11億4,102万4,935円から流動負債7億1,778万8,085円を引いた金額と符合しております。そして、25ページの事業活動収支計算書の最下段の次期繰越活動収支差額4億3,593万4,941円が、30ページの貸借対照表の純資産の部の次期繰越活動収支差額と符合しております。

橋本次長

具体的な決算内容の説明については、毎年3月の評議員会において当初予算、7月に1次補正予算、10月に2次補正予算、3月に3次補正予算について審議をしていただいていることから、予算との差異に着目して説明させていただきます。

それでは、資料3別紙「平成24年度資金収支計算書(案)総括表説明資料」をお開きください。資料の見方ですが、金額は予算との差異を示し、予算額より決算額が増加している場合はプラス、決算額が予算額を下回っている場合はマイナスを示す△表示となります。その内容が具体的にどの経理区分に属し、決算報告書の掲載ページはどこかを示しております。

日常の事業運営に関わる経常活動による収支、そして積み立てております資金にかかわる財務活動による収支の内容と最終の支払資金残高の内容等を示しております。

まず、経常活動資金収支差額ですが、1億1,614万2,337円の増となっております。経常収入でございますが、4億1,140万1,315円の減となっております。その主な要因といたしまして、①寄附金収入では、1,377万6,379円の増となっておりますが、法人への遺贈財産等寄附によるものでございます。

次に、②経常経費補助金収入では、3,515万9,558円の減となっておりますが、主な要因は、食事サービス事業において、実施箇所及び食数の減少にともなう補助金の約3,057万円の減によるものでございます。

次に、③助成金収入では、269万7,750円の増となっておりますが、ボランティア情報センター事業において、共同募金会の災害ボランティア・NPO活動サポート募金助成金を受けたことにより255万円の増によるものでございます。

次に、④受託金収入では、3億3,531万1,976円の減となっておりますが、主な要因は、地域生活支援事業では、給与減額や多様な雇用形態を導入し人件費を削減したことにより約1億7,350万円の減、要介護認定訪問調査事業では、要介護認定調査の契約件数の減にともないまして、約1億825万円の減、また、入札などによる経費削減や人件費の削減によりボランティア情報センター事業では約1,003万円、介護サービス相談センター事業では約544万円の減によるものでございます。

次に、⑤負担金収入では、1億811万4,574円の減となっておりますが、職員費調整事業において、給与減額や多様な雇用形態を導入し人件費を削減したことが主な要因となっております。

次に、⑥雑収入では、1,645万566円の増となっておりますが、法人運営事業において、人件費の削減や多様な雇用形態の導入により、平成24年度概算で支払っておりました労働保険料と確定した労働保険料に差額が生じ、戻入されるためでございます。

次に、⑦受取利息配当金収入では、2,004万8,975円の減となっておりますが、3月末退職金の支払準備金として運用資産を現金化した際に評価損が生じ、受取利息配当金収入がなかったためでございます。

なお、現在の退職積立金の状況ですが、3月末における簿価での総額は、26億1,516万1,904円、時価での総額は、29億1,170万1,884円であり、簿価との差額は、いわゆる含み益は2億9,653万9,980円となり、前年度の評価損の状態から含み益の状態へと逆転しております。

橋本次長

次に、⑧経理区分間繰入金収入につきましては、5,551万2,292円の増となっておりますが、法人運営事業に社会福研修・情報センター事業から2,768万2,348円、子育ていろいろ相談センター事業から1,508万8,691円など繰越金を繰り入れまして約5,758万円の増、また、相談支援サポートセンター事業において人件費が不足し、法人から繰り入れまして約205万円の増によるものでございます。

続きまして、経常支出でございますが、5億2,754万3652円の減となっております。その主な要因でございますが、①人件費支出では、4億4,829万4,357円の減となっておりますが、主な要因として、給与減額や賞与支給率の減、多様な雇用形態の導入などにより、区社協への職員派遣人件費で、約1億3,940万円の減、地域生活支援事業など受託人件費で、約1億7,223万円の減、要介護認定訪問調査事業の人件費で約9,413万円の減によるものでございます。

次に、②事業費支出では、2,215万8,209円の減となっておりますが、経費の削減や入札などによる効率的な経費執行に努めまして、ボランティア情報センター事業で約938万円の減、あんしんさぽーと事業で349万円の減、介護サービス相談センター事業で約289万円の減、また、第三者評価事業の評価件数の減にともないまして、約151万円の減によるものでございます。

次に、③助成金支出では、3,873万9,282円の減となっておりますが、主な要因は、助成事業におきまして、食事サービス事業で、実施箇所及び食数が減ったことにより、約3,056万円の減によるものでございます。

次に、④経理区分間繰入金支出では、1,061万2,708円の減となっておりますが、主な要因は、要介護認定訪問調査事業において調査件数の減により法人への繰入金支出、約912万円の減によるものでございます。

続きまして次の項目の財務活動による資金収支差額は、769万9,173円となっております。3月末退職金の支払準備金として運用資産を現金化するために11月に運用停止となる株式を売却したことによる評価損が約6,814万円生じ、全体として財務収入の積立預金取崩収入で、約5,932万円の増、財務支出のその他の支出では、約5,162万円の増となっております。

以上を総括いたしますと、平成24年度の決算額は、資料3の1ページ 総括表（下から3行目の）当期資金収支差額合計は、マイナス5,710万3,010円となり、前期末支払資金残高と合わせますと、当期末支払資金残高は、4億2,323万6,850円となっております。

支払資金残高の経理区分ごとの内訳につきましては、資料3別紙の右下の囲みにお示ししているとおりです。

また、次期繰越活動収支差額は、支払資金残高とその他器具什器等の固定資産をあわせまして、4億3,593万4,941円でございます。

なお、「事業活動収支計算書」につきましては24ページから28ページ、「貸借対照表」につきましては30ページ、「計算書類に関する注記」につきましては31ページ、「財産目録」につきましては32・33ページにそれぞれ記載しております。

以上、平成24年度決算につきましてご説明申しあげました。

ご審議のほど、よろしく願い申しあげます。

木村議長 　ただ今、平成24年度決算報告(案)について説明がありましたが、皆さんからのご質問をお受けする前に、落合監事さんから監査報告をお願いします。

落合監事 　大阪市社会福祉協議会定款第13条第1項ならびに第27条第1項の規定に基づき、平成24年度の業務実施状況および法人の財産状況につきまして、平成25年5月23日、市社協事務局において、関係管理職から説明を受け、私、落合と中村監事で監査を実施したところでございます。

その結果につきまして監事を代表してご報告申し上げます。

監査の方法といたしましては、平成24年度事業報告書の審査をはじめ、財産目録、貸借対照表および資金収支計算書、ならびに事業活動収支計算書につきまして、関係書類の内容審査を行い、また、会計帳簿、預金通帳、残高証明との照合などにつきましても詳細に行いました。

その結果、業務ならびに会計処理は、全般にわたり適正かつ正確になされており、証拠書類も遺漏なく整理されているところであり、ここに、本決算は正当なものであることを認め、監査報告といたします。

木村議長 　ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定いたします。

<第4号議案> 平成25年度補正予算(案)について

木村議長 　では、続きまして、第4号議案の平成25年度補正予算(案)について、事務局から説明してください。

橋本次長 　事務局次長の橋本でございます。

今般の補正予算案は、先ほどの3号議案平成24年度決算報告にもとづきまして、法人運営事業ほか2事業会計について、お願いするものでございます。

それでは、お手元の資料4平成25年度1次補正予算書(案)1ページ「平成25年度1次補正収支予算書 総括表」をご覧ください。

今回、補正の主な目的は、本会の健全な経営を図るために、法人運営事業繰越金の一部を経営安定化積立基金に積立することです。

これによりまして、財務活動による収支における積立預金積立支出が4千277万2千円の増となり、当期資金収支差額合計は、下から3段目右側マイナス8千427万8千円、前期末支払資金残高4億2千323万6千円と合わせますと当期末支払資金残高は、最下段右側3億3千895万8千円とあいなる次第でございます。

それでは、それぞれの経理区分ごとにご説明させていただきます。

2ページ、3ページの「法人運営事業」をご覧ください。

3ページの法人運営事業は、先ほど申しあげましたように本会の経営の安定化を図るために、経営安定化積立基金への積立4千277万2千円の追加をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、平成24年度繰入金の一部、社会福祉・研修情報センター

橋本次長 事業から2千768万円、子育ていろいろ相談センター事業から1千508万円を積み立ていたします。

また、前期末支払資金残高を決算残高3億5千195万1千円と合わせたことから、1億3千169万2千円の追加をお願いするものでございます。補正の結果、当期末支払資金残高は2億8千615万3千円となります。

次に、4ページ「第三者評価事業」でございますが、最下段に計上しております前期末支払資金残高を30万1千円の減により決算残高121万7千円とする修正補正となっております。

5ページの「善意銀行事業」につきましても、同様に前期末支払資金残高を245万3千円増額し、決算残高5千676万6千円に修正補正いたしております。補正の結果、当期末支払資金残高は3千828万6千円となります。

以上、平成25年度補正予算案について、ご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくご依頼申し上げます。

木村議長 それでは、ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定いたします。

予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

<報告> 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」について

橋本次長 生活が苦しい人への対策を大きく見直す生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が国会に提出されました。

これによりまして、生活保護の適正化を打ち出すとともに、保護費受給前の人を含めた新たな自立支援策が示されました。

今般、全社協から、事務連絡がございましたので、皆さまに情報提供させていただきます。

全社協からの情報等に基づきますと、生活困窮者自立支援法については、平成27年4月の実施に向けて、法案通過後、モデル事業が実施されます。モデル事業は、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化を目的とされています。

実施主体は、福祉事務所設置自治体とされており、本市にあっては大阪市が実施主体となると想定されます。

なお、事業実施に当たっては、自治体の直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への事業委託も可能とされております。

法案の概要につきましては、資料の2ページ目でございますが、事業につきましては、大きく、4つございまして、「相談支援」「就労準備支援」「中間的就労の推進」「家計相談支援」がメニューとして示されております。

一方で、相談を受け支援計画を立てる事業については必須事業とされ3/4が国庫事業となっておりますが、その先の「就労準備支援」以下の事業については「息の長い支援が必要」と思われますが、任意事業として1/3なり1/2が自治体負担とされております。

橋本次長 5月16日に開催されました全社協主催の「地域福祉推進委員会総会」においても、国においては、当初NPOを中心に実施することで議論されていましたが、社会福祉協議会として、これまでに果たしてきた地域支援の実績並びに社協が取り組むべき役割について説明を重ね、最終的に「社会福祉協議会」「社会福祉法人」「NPO」で実施することとなりました。法の施行は平成27年からですが、今後2年間かけて相談事業を中心としたモデル

事業に取り組む、その2年間の取り組みの成果を反映した事業実施を依頼する旨の説明がありました。このモデル事業が「社協以外の団体でも十分に対応できる」となると、社協のあり方そのものが問われると説明されています。

現時点では、大阪市として、どのようなメニュー等で公募されるのか定かではございませんが、積極的に情報収集に努めてまいりたいと考えております。

木村議長 ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。
ないようですので、次の報告をお願いします。

「大阪市社会福祉協議会の現状について」

山中部長 総務部長の山中でございます。

大阪市社会福祉協議会の現状につきまして、ご説明申し上げます。

まず、市社協職員数の推移でございます。大阪市におきましては、平成2年、高齢者施策を推進する総合的な取り組みの長期的な指針である「いきいきエイジングみおつくしプラン」が策定され、その実施計画の位置づけを持つ計画として、平成5年9月に「大阪市高齢者保健福祉計画」が策定されました。

この両計画に基づき、平成2年度から、毎年約100名の市社協雇用の常勤ホームヘルパーの増員が図られることになりました。平成9年度には、市社協ホームヘルパー数は最も多い時は968名を数えました。

平成12年4月、介護保険制度の導入を契機に高齢者ホームヘルプ事業の採算性と民間事業者の参入等を主な理由に収束することになり、定年退職年齢の引き下げ（65歳から60歳）や平成12年度から5回にわたる希望退職の募集により、職員数は、最大で平成10年度の1,534人でしたが、この間890人の減員を行い、平成25年4月現在、固有職員525人、外部登用も含めると644人となっています。

2枚目の市社協人件費比率の推移でございます。

10年前の平成14年度の人件費は、72億5472万3千円、平成24年度は46億9515万8千円、差引、25億5965万5千円が減額され、平成14年度の64.7%となっています。総事業活動費のうち人件費の占める割合は、依然として75.3%と高い数字となっています。

3枚目は、年齢別固有職員数ですが、50歳代が262人、比率にしますと50%と半数を占めており、いびつな職員構成となっており、平均年齢も48.2歳と高くなっています。

この主な理由として、平成20年度から24年度までの5年間で、定年・希望・自己都合退職者を合わせまして364人が退職しましたが、福祉職員の新規採用者は12人に止まっております。欠員になりました職域につきましては、嘱託職員、非常勤職員等の多様な雇用形態により効率的運営に努め、福祉の専門職としての役

山中部長 割を担う固有職員を核として配置し、市民へのサービスが低下しないよう取り組んでまいりました。

以上、大阪市社会福祉協議会の現状につきまして、ご説明申しあげました。

「東日本大震災の支援活動に対する厚生労働大臣の感謝状について」

山中部長 続きまして、東日本大震災の支援活動に対する厚生労働大臣の感謝状の贈呈につきまして、ご報告申しあげます。

お手元にお配りしております厚生労働大臣からの感謝状の（写）と広報誌「大阪の社会福祉」をご覧ください。

大阪市社会福祉協議会並びに市内24区社会福祉協議会では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災におけるさまざまな支援活動を実施してまいりました。

まず、近畿ブロック社協の仲間とともに、仙台市及び気仙沼市をはじめ現地災害ボランティアセンターの運営を支援するため、平成23年3月16日から11月1日まで約7か月間、延べ120人の職員の継続派遣を行いました。

また、街頭での募金活動や義援金口座を設置し、2,400万円余の寄付金が寄せられ、大阪府共同募金会等を通じまして、被災地に届けさせていただきました。

ボランティアによる被災地支援活動では、平成23年4月から9月までの合計12回、宮城県石巻市・気仙沼市、岩手県陸前高田市等へ「ボランティアバス」の運行を行い、延480人のボランティアの皆さんが参加されました。

さらに、区社協では、大阪市内へ避難してこられた皆さんの生活支援や相談を行い、被災者同士の交流を行うため、平成23年4月17日、社会福祉研修・情報センターにおいて「がんばろう東北 住民の集い」を開催しました。

本年3月11日、大阪市社会福祉協議会並びに市内24区社会福祉協議会が取り組んできました、さまざまな被災者支援活動の功勞に対しまして、厚生労働大臣感謝状が贈呈される通知があり、4月16日、大阪市役所で「東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状伝達式」が行われ、西嶋善親大阪府福祉局長から、本会乾繁夫会長に感謝状が贈呈されました。

感謝状の次に添付してあります東日本大震災の支援活動の説明につきましては、時間の関係で省略させていただきます。後程、ご覧ください。

以上、東日本大震災の支援活動に対する厚生労働大臣の感謝状について、ご報告申しあげました。

木村議長 ありがとうございます。

今までの報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので、次の報告をお願いします。

「大阪市社会福祉協議会パンフレット及び地域福祉活動をすすめるための大切な視点について」

北村代理 福祉部長代理の北村でございます。

この度、新たに、大阪市社協周知用のパンフレットを作成しましたので、ご説明させていただきます。

これまでもリーフレット等で社協活動の周知に取り組んでまいりましたが、まだまだ「社会福祉協議会がどんな団体か、何をしているかわからない」という声

も聞こえてきます。

「社協活動の見える化」を一層推進することが必要であるということから、市民や関係の皆さん向けに、改めて、大阪市社協を正確に知っていただき、ご理解、応援いただきたいという思いで、パンフレットを作成しました。

社協組織と、活動内容、実施している事業を知っていただくために、実際に活動している現場の写真を織り交ぜながら、できるだけわかりやすくを心がけて、事業紹介をまとめました。

各種関係の大会やイベント、会議等でお配りしたり、関係機関や市民の皆さんに、社協をPR、説明する際に広く使っていきたいと思いますので、周知につきましてご協力よろしくお願ひします。

また、さらに、もうひとつのリーフレットですが、地域福祉活動の意義やこれからも大切にしたいポイントをまとめた「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を策定いたしました。

策定の背景ですが、平成24年度、大阪市では、市政改革の方向性に沿って、ニアイズ・ベターの考えのもと、市レベルの計画策定ではなく、区の特長や課題に応じた地域福祉の推進に向けて、区の計画策定のための「大阪市地域福祉推進指針」が策定されることになりました。

区におきましては、これまで、市レベルの「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」のもとに、推進されてきました区地域福祉アクションプランにつきまして、見直し・発展的解消となる区もあり、また小地域におきましては、地域活動協議会の形成・運営が進められるなど、地域福祉活動の基盤が大きな変化を迎えております。

このような状況の中で、これまでの取り組みが絶えることが無いように、区・地域において、これまで地域福祉に関わってこられた人たちや、その取り組みを支援する区社協や専門職に対して、改めて地域福祉活動の意義や、普遍的に大切にすべきポイントをまとめて、発信することが必要であろうと、地域福祉活動推進委員会で検討し、この「大切な視点」を策定して、広く発信していくことにしました。

リーフレットをご覧ください。広く、お年寄りから、子どもたちまで、手に取っていただけるように、わかりやすい言葉使いや、イラストに配慮して、作成しました。

リーフレットをお開きください。「私たちの手で、つながり、支えあいの地域をつくる」ために、大切にしたい6つの視点を、大きな木の果実に例えました。そして、この6つの視点と、その取り組みを充実させるために、共通する3つの基本的な事項（生活のニーズ、情報、担い手・資源）をええ要素（栄養素）に例えています。3つの要素を意識しながら、6つの視点で、取り組みを進め、左上にある「つながり・支えあうことができる（地域）福祉コミュニティ」をめざしましょうと呼びかけています。

今後、この「大切な視点」の活用につきましては、地域福祉推進の取組み検討・方向性確認にあたっての拠り所としていきたいと考えています。地域福祉活動の啓発・学習ツールとして、また区・小地域における地域福祉活動の方向性を検討する際、例えば、地域福祉アクションプランの見直し、区地域福祉計画の策定場面、地域活動協議会において福祉活動を考える際などのツールとして広く活

北村代理 用していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

木村議長 ただ今の報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

白國評議員 西区民生委員協議会長の白國です。

今回、担当区長も評議員として参加されていますが、協働のあり方について、もっと考えていただきたい、また市社協もどんな見解、方向性を持っているのかということについて質問させていただきたい。

かつては、地域活動協議会が目指すような形で、区社協は地域のあらゆる団体やボランティアグループ、NPO団体等と一緒に、行政が後方支援をして、地域活動を展開していくというスタイルでしたが、今は、区長に権限が移ったり、区の独自性ということもあるのですが、最近あった事例をお話させていただいて判断いただきたいと思います。

私どもの地区はタワーマンションが多く、マンション住民の地域活動への参加は大きな課題です。ある日、子育て担当の課長等がタワーマンションの中の交流室を借りて子育てサロンのようなことを行いたいということで来られました。地域にネットワークがないものですから、地域には声かけはするが、実際は係長と保健師という行政だけで事業を行っています。今までであれば、行政だけではなく、社協や民生委員、やボランティアグループと一緒に事業を行っていました。今日の事業報告の中でも協働のあり方については言及されていますが、本来は外に広がっていくべき協働が、行政だけで事業等を行っているという状態が高齢者福祉や子育て支援の場にも起こっています。これでは、本当の意味で市民・区民の福祉なのかと言わざるをえません。このような状態が現場で現実に行っている中、市社協としても区社協の後方支援という重点課題を掲げているので、どういう見通しと考えをお持ちなのかについてお伺いしたい。

壺阪専務 専務理事の壺阪でございます。

社会福祉協議会の一番の強みは、各地域団体のネットワークの中心であるということです。これまで市の委託事業、補助事業、独自事業を含め、いろいろな事業に取り組んできました。行政の補完的な団体とも言われていますが、実際は地域に根を張り、区役所とも連携をとりながら、事業を行ってまいりました。ただ、市政改革の中でお金の流れが若干変わりましたので、現場は混乱しているところがたくさんあると思いますが、従来の活動基盤を壊さない形で事業を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

白國評議員 予算や人員の削減ということで、協働を地域団体に今まで以上に打ち出す必要があると思いますが、逆の方向に行っているように感じます。市社協としてどう考えているのかということをお聞きしたかった。

乾会長 地域活動をしている者として、同感するところです。今回、地域活動協議会についても、各区によって取り組み状況は違うと思いますが、西成区においては、いろいろ思いはありますが、補助金の受け皿を作ろうということで前地区で取り組みました。社協活動については、本来、地域福祉活動補助金が約21万円しか

乾 会 長 なかったわけですが、我々の地域では、その補助金の5～6倍もの募金や会費を事業費として事業を行っています。自分たちの地域で、行政を巻き込んで事業を行うということが大切であると思います。区長さんの考えも影響するかと思いますが、西成区では、先ほどお話がありました子育て支援活動につきましても、ちょうどこの日曜日、10年前から開催していますが、子ども元気まつりというイベントがありました。区役所からもたくさんの人が参加していましたが、この事業の実施主体は区役所ではなく、40数団体で構成されている子育てネットワークです。社協も協力していますが、むしろ行政を引っ張っていこうという姿勢で事業を行っています。大阪市全体において、このようなあり方があちこちで見えてきた時に、本来のネットワークを活かした社協活動ができるのではないかと思います。

今、大きな意味で危惧していますのは、大阪都構想がどうなるかということで、結果によりましては社協組織も変わることになります。しかし、今は組織や制度よりも事業を実施し、区民のふれあいや要望に応じていくということが大切で、小地域において実践活動を今までに増して行っていきたくと考えています。

先ほど、平成24年度の事業報告もございました。数年前であれば、事業報告では、食事サービスやふれあい喫茶、ネットワーク活動が大きな位置を占めていましたが、今回は掲載されていません。しかし、これらの活動は各地域で行っており、また、せっかく地域で積み重ねてきた財産ですので、今後も取り組んでまいりたいと思います。

以上、所感も含めてでございますが、共に手を携え地域活動に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

木村議長 よろしいでしょうか。
他に、なにかございますか。
ないようでございますので、ここで議長役終わらせていただきます。
ご協力誠にありがとうございました。

司 会 ここで、お時間をいただきまして、東事務局長より、一言ごあいさつ申し上げます。

(東局長、あいさつ)

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。
本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。